

黒部市立桜井小学校いじめ防止基本方針

- いじめに係る情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応します。
- いじめが発生した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態発生時のガイドライン」等を基に、迅速・誠実に対応します。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し0」を目指して取り組みます。

目 次

1	いじめに対する基本理念	1
2	いじめの定義	2
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
4	いじめの認知件数とは	7
5	いじめの早期発見及び対応について	
6	いじめを認知した場合の対応について	16
7	黒部市教育委員会との連携	17
8	黒部市教育センターとの連携	
9	進学・進級の際の学校間・教師間の連携	20
10	重大事態発生の場合 ― 学校 ―	21
11	参考	26
12	附則	32

1 いじめに対する基本理念

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。いじめが繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解し、対応することが急務です。

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

(生徒指導提要R4.12)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。(いじめ防止対策推進法 第一条)

だからいじめは許されないのである。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童生徒が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にする人」に育つように努めましょう。

児童生徒の出すサインを確実に受け止めるのために、日頃から教職員と児童生徒、児童生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることのできるよう、各学校に働きかけます。

各学校の取組

- 温かい人間関係の構築と、居場所のある学級づくり。
- 人権感覚を高め、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 相談しやすい雰囲気づくり。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢で対応。



そのために

- 1 いじめはどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたり、いじめに該当するかどうかを判断する。
- 3 「いじめ発見ポイント」(富山県いじめ対応ハンドブック参照 R3)に基づいて、児童生徒を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち(児童生徒・保護者)の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年～】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。
「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- いじめには多様な態様があることに留意し、いじめに該当するかを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に必要以上にこだわらないことが必要である。
例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あるので、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織等を活用して行う。（法 22 条）
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがあるので、一度でもいじめと認知する。
- 善の心から行っていることでも、相手が心身の苦痛を感じる場合がある。
（例：チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある）
- 加害者が無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）から行っている場合もいじめとなる。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- 軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあることに配慮する。
- いじめられた児童生徒の立場に立つて、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。
例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。
ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校いじめ対策組織等へ情報共有することは必要である。

(1) いじめの態様について

いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定H29.3最終改訂）より

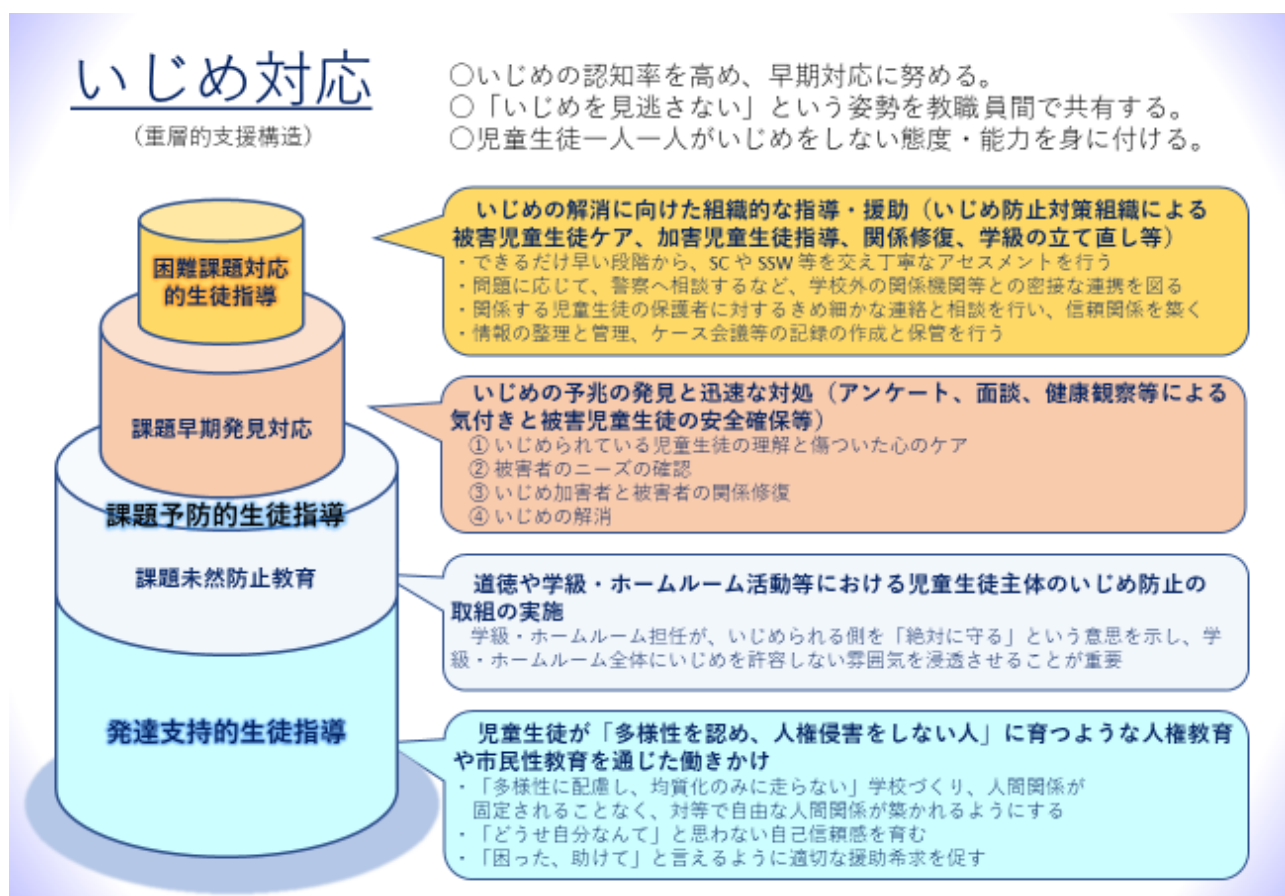
子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・適切な対応に力を注ぎます。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

生徒指導の4層の支援構造を理解して「未然防止」⇒「早期発見」⇒「適切かつ迅速な対処」という順序での指導にあたる。



「いじめ対応の重層的支援構造」生徒指導提要より

(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくりを目指す
同調圧力が強まらないようにし、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ② 児童生徒間で対等で自由な人間関係が築かれるようにする
学力以外の様々な観点から、自分のことを認められ応援してもらっていると感じられるような居場所づくりに努める。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役になっていると実感する機会を用意する。（異年齢交流、係活動、児童会・生徒会活動等）
- ④ 「困った、助けて」と言えるような体制づくり
弱音を吐いたり、頼ったりすることができる雰囲気づくりと、それをしっかり受け止めることができる体制を築く。

(3) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめる心理から考える未然防止教育の取組を進める。「いじめは良くない」とほとんどの子供は分かっているはずなのに、行ってしまうことに対する指導。
 - ・道徳や学活などでロールプレイを行うなど体験的な学びの機会を用意する。
 - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
 - ・ねたみ、異質な者への嫌悪感情、遊び感覚、金銭を得たい等の内面理解に基づく働きかけを行う。

- ⑦ いじめの構造から「傍観者」が、被害者になることへの回避感情から同調せずに「相談者」「仲裁者」に転換するような取組を道徳や学活において行う。
- ⑧ 学校として※特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、大地震等で被災した児童生徒等（困難課題対応的生徒指導）
- ⑨ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(4) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携して組織的に取り組み、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 普段から児童生徒の様子を把握し、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する姿勢が求められる。
- ⑤ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、タブレットや電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて児童生徒を見守ることが必要である。

(5) いじめへの対処

- ① いじめを把握したら、学校は直ちに、被害者保護を最優先し二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、心のケアを行う。
- ② 被害者のニーズを確認し、危機と一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、加害者、学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。
- ③ 加害者とされる児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒、学級等に対しても確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ④ 教育委員会への連絡・相談し、事案に応じ、関係機関（医療、福祉、司法など）との連携が必要である。

- ⑤ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（初期対応フローチャート、各学校の危機管理マニュアル）について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ⑥ 被害児童生徒及び保護者の同意の基、いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行っていく。
- ⑦ いじめの解消
「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を本人や保護者への面談を通じて継続的に確認していく。解消に至ったとしても卒業まで注意深く見守っていく。

(6) 地域や家庭との連携

- ① コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する地域ぐるみの体制を構築することが必要である。

(7) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。
例えば「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大に被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）令和5年2月文部科学省初等中等教育局長」）
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の、窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

4 いじめの認知件数とは

- ・ いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたものの全ての数字が「認知件数」である。
- ・ 深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
- ・ つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。

◎「認知件数」が多い＝教職員の目が行き届いている証と考えている。

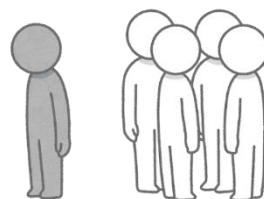
いじめを積極的に認知することで、深刻な状況になる前に早期かつ適切に対応するとともに解消に向けてチーム支援することが可能になると考え、いじめの疑いがあるものや児童生徒や保護者、学校の内外等からのいじめの訴えに関しても積極的に認知する。

5 いじめの早期発見及び対応について

(1) 早期発見の基本的方針

児童生徒の出すサインを確実に受け止めるには、日頃から教職員と児童生徒、児童生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくる必要があります。

- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 人権感覚を高める
- 温かい人間関係を築く
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
- 早期に発見し、的確な指導を行う



そのために

- 1 いじめはどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見ポイント」（P 38）を参考に、児童生徒を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち（児童生徒・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくることなど、相談体制の充実に努める。

- 日頃から子供が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- 定期的に児童生徒及び保護者にいじめ調査を実施するとともに、個人面談を通して、子供の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(2) 具体的な方針

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、指導にあたる。
 - いじめる児童生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させるとともに、いじめる背景等に対して適切な指導を行う。
 - いじめられる児童生徒を徹底して守り通す。
 - 「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。
- ② いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。
 - 職員会議、校内研修会などでいじめの問題について「認識を共有」し、「行動の一元化」を図る。
 - いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
(いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。)
 - 報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。
- ③ 教職員の言動や態度が児童生徒に大きな影響力をもつことを認識する。
 - 教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
 - 「いじめを絶対に許さない」ことを児童生徒に浸透させ、いじめを行う児童生徒には毅然とした粘り強い対応を行う。
 - いじめられている児童生徒を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
 - 教職員と児童生徒及び保護者の SNS による通信は、禁止する。
- ④ いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。
 - 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止
 - ・教職員が児童生徒の障害の特性への理解を深める。
 - ・個別の指導計画等を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要。
 - 海外から帰国した、外国にルーツをもつなど、外国につながりがある児童生徒へのいじめの防止
 - ・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障害や性的指向、性自認（L G B T Q等）に係る児童生徒に対するいじめの防止
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒への対応、感染症等に関連した偏見や差別を防止するための対応
 - ・被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

例：教職員は「〇〇菌」「〇円持ってこい」「死ね」という言葉に敏感になり、言動を止めさせる指導と、コミュニケーション能力の育成を図る指導をあわせて行う。

（「死ね」と言葉を発する子供は、自分の感情や気持ちをうまく言葉にできずに、会話をシャットアウトする場合に用いる場合が多いと言われている）

- ⑤ いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・黒部市教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。
 - 学校と黒部市教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
 - 学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
 - いじめの問題解決のため、必要に応じて警察などの地域の関係機関との連携を図る。（黒部市教育委員会と相談の上）
- ⑥ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
 - 教師の児童生徒理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
 - 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。

☆【いじめの解消の定義】

「解消」とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童生徒及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導をする。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3か月継続していること。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

- ⑦ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。
 - 入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
 - いじめ問題に関して、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との連携を図る。
 - いじめ問題の解決に向けて、学校のみで解決に固執することなく家庭との連携を密にする。

(3) 指導体制

- ① 子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・適切な対応に力を注ぐ。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる。
- 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- その他

- ② いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。
- ③ 定期的にいじめなど児童生徒の行動に関わる情報交換会等を実施する。
- ④ いじめの兆候が見られた場合、学校いじめ対策組織で迅速に組織的な対応を行う。
- ⑤ 教育相談コーディネーターが核となって、児童生徒や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- ⑥ いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取扱いについては十分留意する。
- ⑦ スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ⑧ 教職員が連携し、学校全体でいじめの早期対応に努める。
- ⑨ 日頃から児童生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。
- ⑩ いじめが発覚した場合の危機管理マニュアルを作成し、実践する。
- ⑪ 児童生徒の主体的な活動を推進する。
道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼び掛ける活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。

(4) 具体的な指導

① 児童生徒の自己実現が図れるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。

② 児童生徒の思いやりの心を育む道德教育や特別活動の充実を図る。

例：道德の授業では、いじめ問題撲滅に向けて議論する活動を取り入れる。

集会時には、生徒指導主事等、校内いじめ対策組織のメンバーがいじめ撲滅に向けての話をする。

③ 教師や児童生徒の人権教育の充実を図る。

例：「教育指導の重点」や「人権教育指導のために」を基に、学期に1回（4・9・1月）チェックし、学校の重点項目を策定し取り組む。

④ （開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童生徒が学校の出来事を家庭で話すことができるように楽しい学校・学級づくりに励む。

⑤ 人間関係力づくりを推進するために、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル・トレーニングの計画的な実施に努める。（シェアリングの時間を大切に）

⑥ 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動等を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。

例：学習資源(※)を積極的に活用する学び合いのある授業を推進し、他者を認めたり合意形成したりする場を通して、人間関係を構築する力を育てる。（※学習資源とは、他の児童生徒、教師、資料等、課題を解決するために必要なものすべてを指す）

⑦ ネットトラブル防止について指導し、児童生徒が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。

例：

① 学期に1回、インターネットやSNSに関わる状況を調査し、実態把握に努める。

② 保護者と教職員、児童生徒がともにネットトラブル防止について学ぶために、〇月にインターネット安全教室を開催する。

③ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

④ 教員が、インターネット上におけるトラブルやいじめ等について、黒部市教育委員会や富山県教育委員会等と連携して学ぶ。

⑤ スマホやゲーム依存にならない、トラブルに巻き込まれない等のために児童生徒が主体的にルールを決める学習を取り入れる。（富山県ネットルール作りのDVDを基に先進校の取組から教員が学ぶ）

- ⑧ 市立図書館と連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童生徒の豊かな心の育成に努める。

例：

- ・人権週間の時期に、「福祉に関する本」を借りて、児童生徒に読ませるための環境づくりを行う。
- ・ふるさととやま読書月間には、「飛鳥へ まだ見ぬ子へ」の中の「あたりまえ」の詩を全校集会のときに読み聞かせる。

- ⑨ 児童生徒としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。

いじめ0を目指して「視点・達成目標・評価シート」に記載した方策、校内で話し合った内容を、学校いじめ防止基本方針に記載し、実践する。

(5) 学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

- 1 いじめの問題が生じたとき（件数が多いか・少ないかの問題以上に）迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となる。
- 2 実効性ある体制を確立する
校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- 3 校長、教頭、生徒指導主事等の役割
○いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示する。
○対応状況等について、逐次報告を受ける。
○解決に至るまで適切にフォローする。
○小学校では、生徒指導主事が担任をしているため、教頭がその役割を果たす場合が実効的である。
- 4 報告
学級担任が一人で抱え込むことなく、校長に適切な報告等がなされるようにする

（文部科学省・国立教育政策研究所より）

- 校長の役割**
- ① 報告を受け、対応等に落ち度や漏れがないか、組織の機能が十分に発揮できるかどうか考える。
 - ② 状況の把握と適切な判断によって、方針を明確にする。
 - ③ 関係機関との連携等について考える。

○共通実践できる教職員集団を！
○組織的・機動的な対応を！
○ぶれない一貫性のある言動で

- 教頭の役割**
- ① 問題の発見からの対応・処置、事後指導までの手順や役割の分担を組織の上で明確にし、校長に報告する。
 - ② 連携しあって円滑に推進できるよう準備をする。
 - ③ 組織・計画・運営等が合理的・能率的に動いているか点検する。
 - ④ 全教職員の意見・考えを集約し、最善策を立てる。

○耳の痛いことを言う部下を大切にせよ。
○つまずきをステップに！
○最悪を想定して、段取りと準備を！

- 生徒指導主事の役割**
- ① 情報の収集と集約に努める。
 - ② 状況と課題を逐次教頭に報告する。
 - ③ こまめに時系列で記録を取る。

○アンテナを高くして、異変をキャッチ！

☆基本的な行動・対応の在り方（例） — 時系列で記録をとる —

	分類	行動のポイント	基本的な行動・対応例
実態把握	1 情報収集	多方面からの情報収集	① 学級担任等とともに子供の状況を把握する ・収集すべき情報の内容を明確にする。 ・様々な場面での状況を多面的に集める。 ・養護教諭等と情報交換をする。 ② 情報交換システムをつくる ・定期的に情報交換する機会をつくる。 ・情報提供する方法を具体的に決める。 ・収集した記録の扱いに配慮する。

実態把握	2 情報集約	課題の明確化	③ 学校外からも情報を集める ・保護者等から得た生の声を大切にする。 ④ 情報を集約し、分析する ・客観性、緊急度などを吟味する。 ⑤ 情報の信頼性を確認する ・迅速に多方面から行う。 ⑥ 指導の根拠となる資料を作成する ・簡潔でポイントの絞った資料の作成 ・生徒指導提要、通知文等で確認 (小学校：教頭、中学校：生徒指導主事等)
	3 管理職への報告	状況の報告・連絡・相談	⑦ 報告・連絡・相談に努める ・メモの活用 ⑧ 事実を客観的に伝える ・私見・憶測を交えず事実を伝える。 ⑨ 実態と重点事項とのずれを示して、課題を明確にする ・ずれの拡大を防ぐため、小さなずれを曖昧にしない。
方針の明確化	4 取組計画の策定	方針の具体化	⑩ 重点事項の具現化に向けた取組を明確にする ・明確であれば、全教職員の指導・対応にぶれが生じることが少なくなる。 ⑪ 指導・対応方針に基づき、具体的な取組計画を策定する ・教職員全員が必ずしなければならないことを再確認する。 ⑫ 取組計画の周知方法を検討する
	5 周知徹底	取組方法の提案	⑬ 取組の全体像を示し、方針を説明する ⑭ 具体的な指導基準を示す ⑮ 周知徹底の工夫をする
取組	6 取組における役割・連携	相互補完	⑯ 役割連携でチーム力を高める ⑰ 関係機関等との連携の必要性を説明する ⑱ 取組後の情報収集と集約を行う
	7 点検・検証	振り返り	⑲ 随時、取組を見直す ・意見を集約し、課題を共有する。 ⑳ 取組の効果を検証し、課題を明確にする ・保護者、児童生徒等の意見を反映させる。 ㉑ 改善策を検討し、指導や対応の方針を修正する

保護者アンケート等は、集めた日に目を通して、重要度・緊急度の高いものを把握し、校長へ報告し、迅速に対応する。(教頭)

(6) 令和7年度 いじめ見逃し0を目指すための視点・達成目標・評価

☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆ ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。 ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。 ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
--

○ 令和7年度 第1学期 ※実態に応じて第2、3学期の達成目標を修正する。

視点	達成目標(具体的に記載)	評価
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	・分かる喜びや学ぶ意義を味わうことができる授業の充実を図る。 ・人権に関する情報提供を積極的に行い、一人一人を大切にするための共通行動がとれるようにする。 ・児童、教師共に、児童に言葉をかけたり挨拶をしたりするときは「～さん」と呼び、相手を大切にしている気持ちを伝える。 ・「人権意識チェック表」を活用し、教職員自身の人権意識を高め、児童と共に人権の大切さについて考える集団づくりに努める。 ・T2や専科教員からも情報を得るなど、複数の目で見守り、小さな変化やサインを見逃さないようにする。	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	・毎週水曜日の連絡会において、生徒指導案件や特別な配慮を要する児童等に関する連絡・情報交換の場を設けることで、全職員で共通理解を図り、対処することができるようにする。 ・必要に応じていじめ対策委員会や登校支援委員会等、小委員会を設けて早期対応を図る。 ・一人一台端末を活用し、児童のSOSの早期発見を図る。	
定期的・必要に応じたアンケートの実施	・毎月中旬に記名式のいじめに関するアンケート調査を実施する。 ・6月に「ふれあい週間」を設定し、毎月のアンケートに加え、より具体的な内容について記する生活調査アンケートを実施する。 ・生活調査アンケートと同時期に、保護者を対象にいじめに関するアンケートを実施する。	
個人面談・保護者面談の実施	・毎月のアンケート実施日は特別日課を組み、その日のうちに全員と個人面談を行う。必要に応じて、その後も継続して面談の機会を設ける。 ・6月に「ふれあい週間」を設定し、個人面談を行う。週間中は、じっくり話を聴くために特別日課を5日間ほど組み、時間を確保する。また、必要に応じて保護者と連絡を取り、面談を行ったり家庭訪問で話をしたりする。	
校内研修の実施	・生徒指導主事研修会の資料や国研の「生徒指導リーフ」、「改訂版いじめ対応ハンドブック」「生徒指導提要」等を活用し、生徒指導上の重点や配慮事項を教職員で共有する。 ・子供理解やよりよい学級経営に向けて、i-checkの見方や活用の仕方に関する研修を行う。 ・週2回の連絡会を利用し、生徒指導上の課題について考えたり新しい情報について学んだりする場を設ける。	
日常の児童生徒理解の取組	・朝の会の健康観察では、一人一人と目を合わせて行い、児童の様子を把握する。また、帰りの会でも一人一人の様子を観察し、下校を見届ける。普段の児童の様子を観察しておくことで、小さな変化や異変に一早く気付くことができるようにする。 ・児童にとって相談しやすい雰囲気づくりを行うとともに、多くの職員が目で児童の異変に気付くことができるようにする。教育活動全体の中で、学年や学級に関わらず、一人一人の児童へ積極的に挨拶や言葉かけを行う。その際、「～さん、おはようございます。」のように児童の名前を加えて声をかけるようにすることで、児童一人一人との関係づくりを進める。 ・SCやSSWと連携を図る。面談を行ったり子供たちの様子を観察したりしてもらい、チームで事例に対応・児童を支援できるようにする。	
発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応【事故発生時の指針を原則とする。】	・「桜井小学校いじめ防止基本方針」を基に、学校いじめ対策組織を開催し、迅速に対応する。 ・指導・対応の方針と役割分担を明確にして、全教職員で「ぶれ」のない指導となるように努める。 ・「報告・連絡・相談・確認」についての意識向上を図るための研修を行い、事案に対して迅速かつ組織的に対応できるようにする。	

6 いじめを認知した場合の対応について

1 迅速に動く — すべての業務に優先する（その日のうちに） —

(1) その日のうちに報告・謝罪（校長、教頭、生徒指導主事等）

① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。

② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。

必要に応じて児童生徒にも面談し、事実確認を行う。

③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。

④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

心配、不安な気持ちに
させてしまったこと

事実のずれは休日であ
っても対応し直す

2 組織を生かす

(1) 教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(2) 教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する。

(3) 管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導、相談体制を構築して進める。

(4) 各担当者の報告を受け、各校のいじめ対策組織等において対応策を協議する。

(5) 保護者面談や家庭訪問は、複数で行う。（役割分担）

(6) 必要に応じてSCやSSW、いじめ対策SW等を加え、多角的な視点から対応する。

3 正確な記録と分析 — 可能な限り逐語で記録し、分析する —

(1) アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化」を図る。

(2) 客観的に事実関係を記録する。

事実と推測、実現可能な要望と実現が難しい要望を整理して分けて考える。

(3) 言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違えることがある。

言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える

4 教育委員会との連携

(1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。

(2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

対応時期の目安

学校の設置者等に速やかに報告 確認 ・いじめ防止対策推進法 ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・不登校重大事態に係る調査の指針	① 事故の場合 ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等、重篤な事故。 ② いじめに係る重大事態 ・生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知した時。 ・不登校の場合は、欠席30日（目安）に到達する前。 ※保護者から申し出があった場合は、その時点。
事故の発生（第1報）を可能な限り早く保護者に連絡	・事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
原則として3日以内を目途に、聞き取りを完了	・校長・教頭等が、関係する全ての教職員を集め、聞き取りを実施する。 ・必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取りを実施する。
1週間以内に保護者に説明	・発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性等を整理して説明する。
記録の整理（1日ごとに）	・情報を時系列にまとめる。 ・事実と推察は区分し、情報源を明記するなどして整理する。

【参考 文部科学省 不登校重大事態に係る調査の指針、学校事故対応に関する指針 H28.3】

7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実に行う。

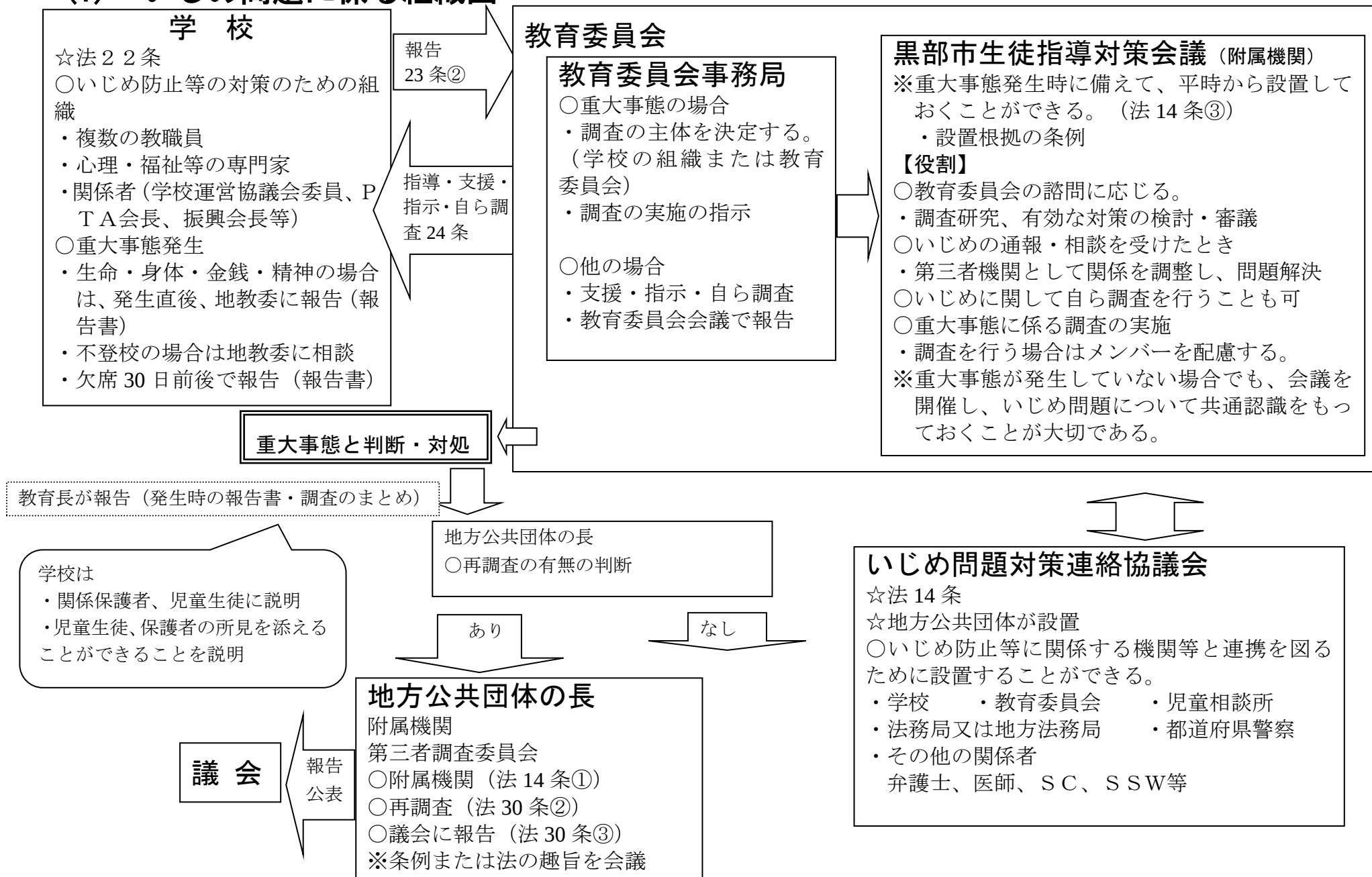
- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、要請支援C等の要請をする。

8 黒部市教育センターとの連携

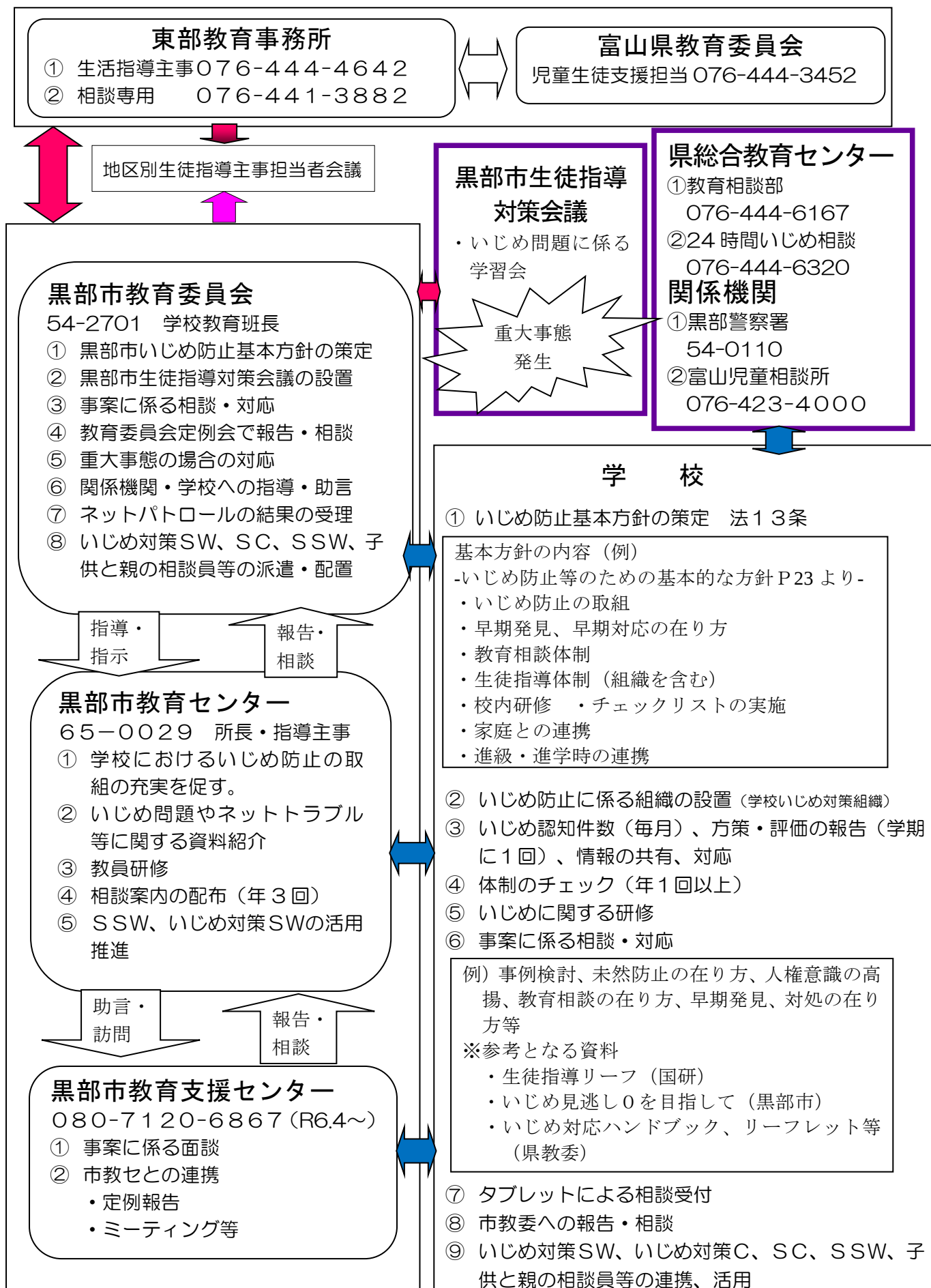
いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② 月1回のアンケート調査の結果を、毎月月末までに黒部市教育センターに提出する。
 - 学校いじめ対策組織でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有無
 - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メールで送信する。
 - ・氏名を記載したシートは、センターとの月例報告用封筒にて送付する。

(1) いじめ問題に係る組織図



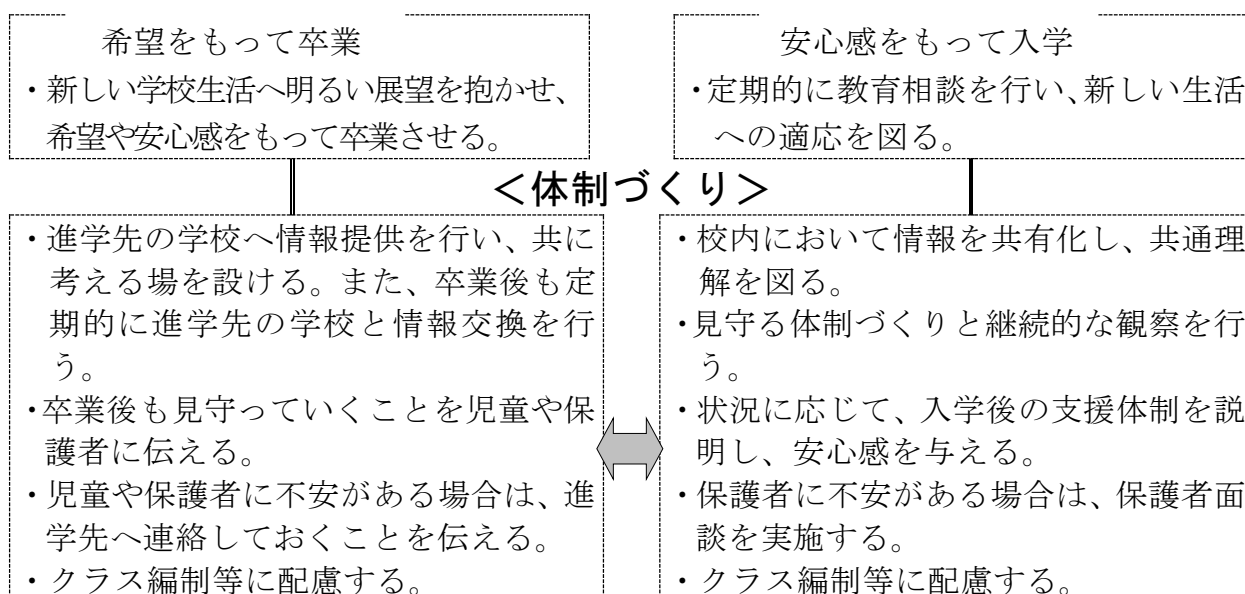
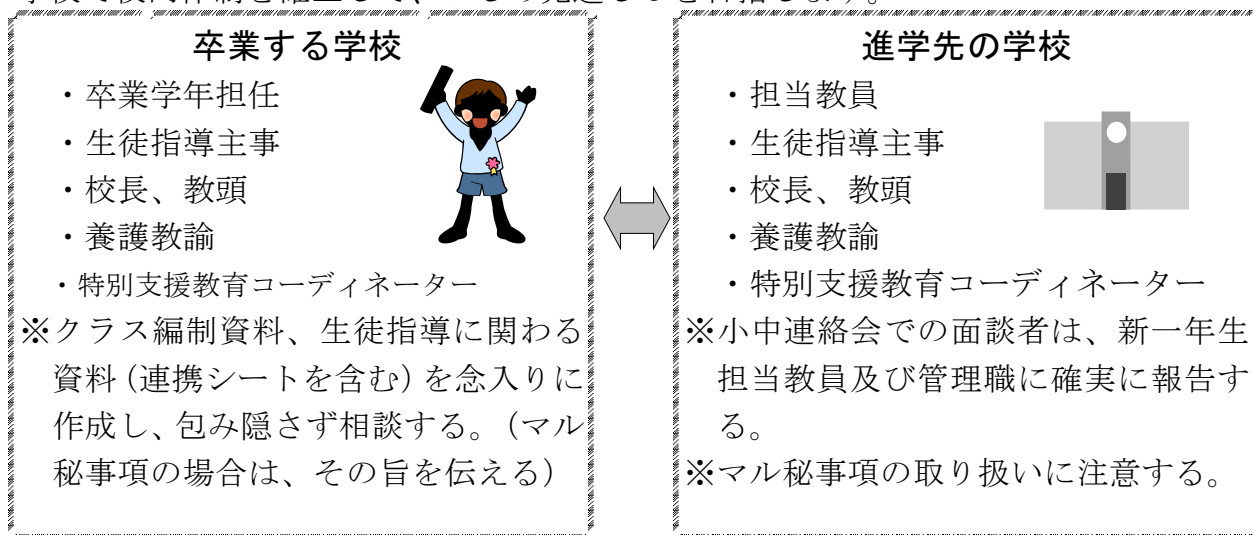
(2) いじめ防止における取組図



10 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因していたりする場合があります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃し0を目指します。



また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、新たな環境に適応できるようにすることが大切である。

- ① 新しい環境での友達、教師等との人間関係が、入学時や進級時の大きな不安になっている場合がある。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- ② 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。4月当初の職員会議はもちろん、教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努める。

【進級の際も、管理職が中心となり、情報交換や環境づくり等、きめ細やかな対応をする。】

10 重大事態発生の場合 ― 学校 ―

- ① 重大事態と判断した場合は、教育委員会に電話による第一報と「いじめに係る重大事態発生報告書」で報告します。
- ② 教育委員会が調査の主体（「学校いじめ対策組織」か「黒部市教育委員会及び黒部市生徒指導対策会議」）を決定し、事案に係る調査を行います。
- ③ 調査結果を「いじめ重大事態調査報告書」にて報告します。

(1) 重大事態の定義（法第 28 条第 1 項第 1・2 号より）

- ☆「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生命心身財産重大事態）
- ☆「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

〔重大事態の例〕

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
- ② 身体に重大な傷害をおった場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が 30 日以上となった場合
- ⑥ 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

具体的には…

(2) 生命心身財産重大事態

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続く（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。（転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する）

(3) 不登校重大事態

欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(4) 重大事態調査の概要

【いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（R6. 8）、不登校重大事態に係る調査の指針（H28. 3）を参照】

○ 学校の対応

流れ	内容
欠席開始 ※ 重大事態に該当すると「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯認」するといった意味ではない。	・ 月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・ 学校は欠席30日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 準備作業の確認事項 ①実施済みのアンケート調査 ②関係児童生徒からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など
市教委に相談	・ 当該生徒及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・ 学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
重大事態発生と判断	・ 不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。（様式1） ・ <u>生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。</u>

○ 市教育委員会の対応

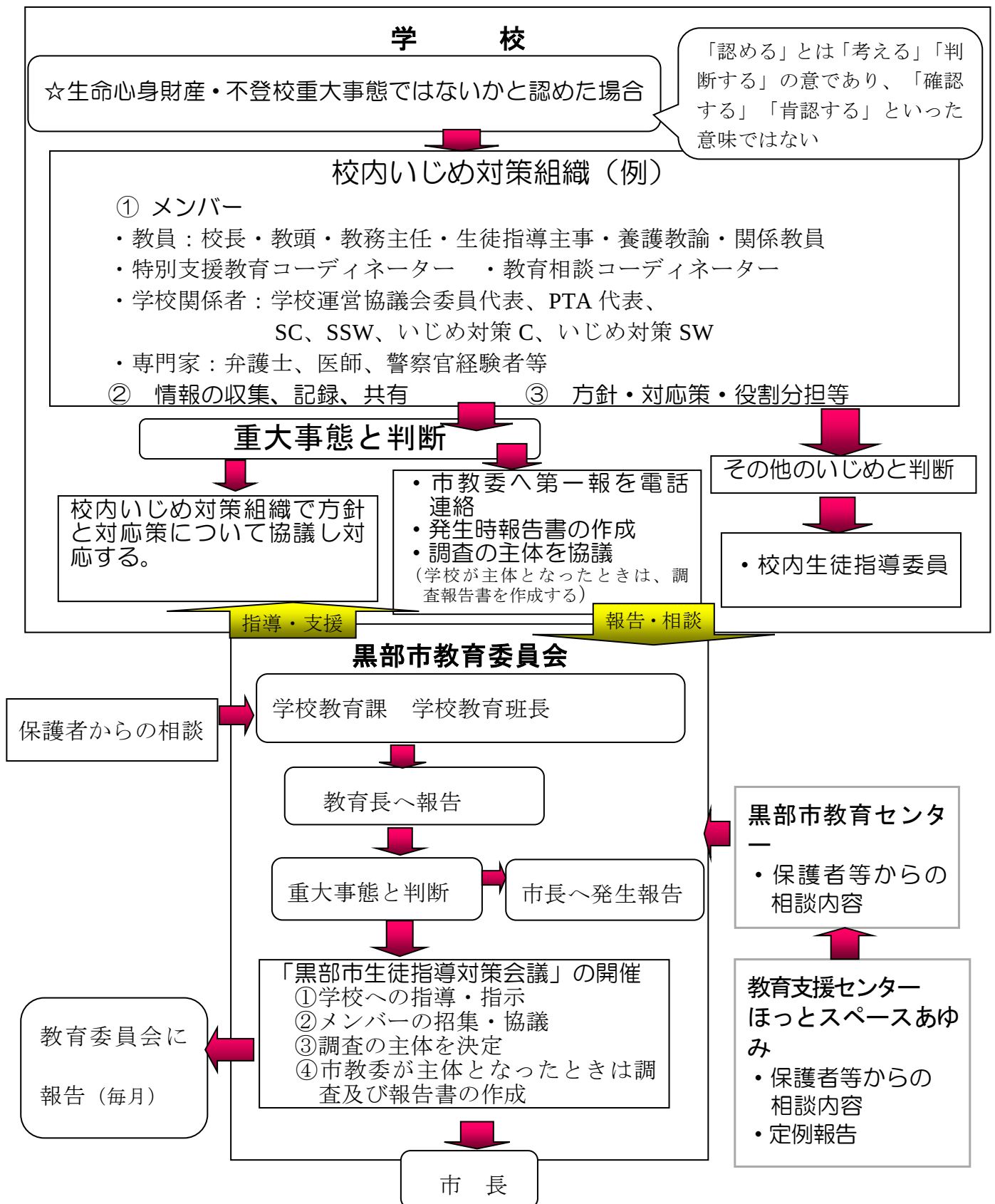
重大事態の報告	・ 市長に報告する。（口頭ではなく書面が望ましい） ・ 教育委員に説明する。 ・ 対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議を招集</u>する。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。 会議での配慮事項 ・ 個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。 ・ 対象児童生徒・保護者に対し、重大事態法差に関する説明を実施する。
調査主体の決定	・ 市教育委員会が、調査主体を市教育委員会にするか学校にするかを決定する。 ・ 原則学校の調査組織で行う。 市教育委員会が行う場合 ・ 学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 ・ 学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障

	が生じる恐れのある場合 等
--	---------------

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

調査の実施	・対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒への聴取による調査をする。 聴取事項 ーいじめの行為について ①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯等 留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針P5・6) ① 基本姿勢 ○対象児童生徒に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童生徒に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② <u>対象児童生徒からの聴取にこだわらない</u> ③ 方法の工夫(オープンな質問等) ④ 聴取環境や時間帯への配慮 ⑤ 報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管
調査結果の 取りまとめ	・様式2を参考に調査報告書を作成する。 留意事項 ・対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合はその旨を書面上明示しておく。
児童生徒・ 保護者への情報提供	・対象児童生徒とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針P32を参照のこと」) ・いじめをしていた児童生徒とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
市長へ報告	・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市長が指示する。
支 援	・児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

(5) 重大事態発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

11 参考

令和 年 月 日

黒部市教育委員会
教 育 長 殿

黒部市立桜井小学校
校 長 岡 本 薫 

いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

☐ いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

（いじめの態様 ☐ 生命 ☐ 身体 ☐ 精神 ☐ 金品等 ※いずれかにチェックを）

☐ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名			
	学年・学級			
	ふりがな 児童生徒氏名		性別	
	生年月日・年齢	年 月 日生（ 歳）		
	住所			
	保護者氏名			
2 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名			
	学年・学級			
	ふりがな 児童生徒氏名			
	生年月日・年齢	年 月 日生（ 歳）	年 月 日生（ 歳）	
	住所			
	保護者氏名			
3 いじめの行為の状況	・発生日日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。			
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒 （欠席の状況）			
	加害児童生徒			
5 重大事態に該当すると判断した根拠				

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

いじめ重大事態調査報告（例）

黒部市立桜井小学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する（罫線によって区分けしなくても構わない）

1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 （発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する）		
2 対象児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	年 月 日生(歳)	
	住所		
	保護者氏名		
3 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	年 月 日生(歳)	年 月 日生(歳)
	住所		
	保護者氏名		
4 調査の概要	調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	調査組織及び構成員		
	調査方法		
	外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性		

5 調査内容 ※ 当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	①行為Aについて	
	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。	
	⑤その他（家庭環境等）	
	⑥調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方法		
7 今後の当該校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- ・学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

平成 29 年 4 月 4 日

黒部市小中学校長各位

黒部市教育委員会教育長

教員と児童生徒の SNS による通信の禁止等について(通知)

平成 28 年度末に市内の学校で生徒 A と教員が LINE で生徒 B に関してトーク等をしていたことが発端となり、生徒 B 及びその保護者が心身の苦痛を感じるといった事案が発生しました。

各校におかれましては、下記の点を参考にされ、年度当初の職員会議や研修会で教員に適切な指導をお願いします。

記

1 電話をかけるとき

- 保護者等に連絡をする場合は、職員室の固定電話を使用する。
 - ・携帯電話や職員室外の場所での電話はしない。
 - ・固定電話を使うことで、周囲の教員や管理職の耳に内容が入り情報の共有ができる。
- 怪我等の発生時、保健室から病院等に連絡をとるのは可とする。
- 多数の電話を一度に使用する必要のある緊急事態等の発生の場合は、校長の指示に従う。

2 生徒・保護者と教師の LINE やメールはしない。

- ・ただし、不登校児童生徒及びその保護者との連絡をとったりメッセージを送ったりする場合は、校長の指示に従う。

3 生徒・保護者等となれ合い過ぎる関係にならない。

- ・生徒をかわいがるとは、学力・自己指導能力・規範意識・自己有用感・人間関係力を育ててやることであり、取り違いをしない。
- ・面談する際は、主任や教頭に言ってからする。
- ・原則一人で面談しない。
- ・間に机を置き、距離を保つ。
- ・真っ正面、真横の座席は避ける。
- ・言葉に気を付ける。(舌足らずの言葉で誤解を生じさせない、「～さん」等の使用)
- ・視線の向け方に気を付ける。
- ・なれ合いになり過ぎない。(教師と生徒の関係には、一線を引く)

4 保護者対応リーフレットを基に校内研修を行う。

- ・「事例の教員の不適切な関わりにアンダーラインを引いて…」の演習問題について回答が必要な場合は、教育員会にご連絡ください。

5 学校での指導等に役立つ通知・冊子の「いじめ関係の通知等」を基に、学校いじめの防止等のための基本的な方針を見直す。

学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう

1 いじめ関係

- ・ いじめ防止対策推進法【平成 25 年 9 月 28 日施行】
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)
【文部科学省 平成 28 年 12 月 16 日】
- ・ いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)
【文部科学省 平成 28 年 3 月 18 日】
- ・ 不登校重大事態に係る調査の指針【文部科学省 平成 28 年 3 月】
- ・ いじめ防止等のための基本的な方針【文部科学大臣 平成 29 年 3 月 14 日 改訂版】
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【文部科学省 平成 29 年 3 月】
- ・ いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)
【文部科学省 平成 30 年 3 月 26 日】
- ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)
【文部科学省 平成 31 年 3 月 29 日】
- ・ 富山県いじめ防止基本方針【富山県 令和 3 年 4 月 1 日改定】
- ・ いじめ対応ハンドブック〔改訂版〕【富山県教育委員会 令和 3 年 1 月】

2 教育相談

- ・ 児童生徒の教育相談の充実について(通知)
【文部科学省 平成 29 年 2 月 3 日】
- ・ 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)
【文部科学省 令和元年 10 月】
- ・ 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)
【文部科学省 令和 5 年 3 月】

3 虐待・DV 関係

- ・ 配偶者からの暴力の被害者の子どもたちの就学について(通知)
【文部科学省 平成 21 年 7 月 13 日】
- ・ 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)
【文部科学省 平成 22 年 3 月 24 日】
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成 26 年】
- ・ 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)
【文部科学省 平成 27 年 7 月 31 日】
- ・ 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・ 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」
【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・ 「『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について」
【文部科学省 平成 31 年 3 月 19 日】
- ・ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)
【文部科学省 令和元年 7 月 19 日】
- ・ 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き【文部科学省】
- ・ 学校現場における虐待防止に関する研修教材【文部科学省】
- ・ 児童虐待防止と学校(研修教材)【文部科学省】
- ・ 富山県子ども虐待防止ハンドブック【富山県子ども支援課 令和 2 年 3 月】
- ・ 教職員向け性暴力被害対応マニュアル【富山県犯罪被害者等支援協議会 令和 4 年 12 月】

4 インターネット関係

- ・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)
【文部科学省 平成 28 年 11 月 9 日】
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き【文部科学省】
- ・インターネットトラブル事例集（2024 年版）【総務省】

5 体罰関係

- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)
【文部科学省 平成 25 年 3 月 13 日】
- ・体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)【文部科学省 平成 25 年 8 月 9 日】

6 学校事故関係

- ・学校事故対応に関する指針【文部科学省 平成 28 年 3 月】

7 自殺関係

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防【文部科学省 平成 21 年 3 月】
- ・子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き【文部科学省 平成 22 年 3 月】
- ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針【文部科学省 平成 26 年 7 月】
- ・子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）
【文部科学省 平成 26 年 7 月】
- ・児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について【文部科学省・厚生労働省 平成 30 年 8 月】
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)【文部科学省 令和 3 年 6 月】

8 富山県青少年健全育成条例【富山県】

9 生徒指導全般

- ・「生徒指導リーフ」シリーズ【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導支援資料【国立教育政策研究所】
- ・初任者向け生徒指導資料【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導提要【文部科学省・国立教育政策研究所 令和 4 年 12 月改訂】

12 附則

- ・平成 26 年 3 月策定
- ・平成 30 年 5 月改訂
- ・令和 3 年 5 月改訂
- ・令和 4 年 5 月改訂
- ・令和 5 年 5 月改訂
- ・令和 6 年 5 月改訂
- ・令和 7 年 5 月改訂
- ・実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。